

汚水排除量の減量認定に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野市公共下水道条例（昭和41年10月16日長野市条例第122号）第20条第2項、長野市公共下水道条例施行規程（平成6年5月31日長野市水道局管理規定第7号）第15条、長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成6年長野市条例第36号）第13条及び長野市戸別浄化槽の管理に関する条例（平成16年長野市条例第100号）第13条に規定する使用水量と汚水排除量とに著しい相違がある場合において、公共下水道、農業集落排水処理施設及び戸別浄化槽へ排除されない水量（以下「減量水量」という。）の認定（以下「減量認定」という。）に関する取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減量認定対象基準)

第2条 減量認定の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 飲料水や食料品等の製品に含まれる水量や生コンクリート等の材料に含まれる水量。
 - (2) 紡績、製紙、製菓等の製品製造過程における蒸発水量。
 - (3) 冷凍機や冷却装置、又はボイラーからの蒸発水については、補給水量から下水道に排出されるブロー水量及びオーバーフロー水量を除いた水量。
 - (4) 汚泥等産業廃棄物の含有水については、公共下水道とは別に搬出処理等に含まれる水量。
- 2 減量認定の基準は、前年度の使用水量と汚水排除量の実績等を基礎にして、次の各号に該当するもの。
- (1) 月平均使用量が、200立方メートルを超えること。
 - (2) 減量水量が、メーターの設置等により明確かつ合理的な根拠をもって証明できること。その設置については、使用者の負担とする。
 - (3) メーターは補給水入口に設置すること。
 - (4) 補給水側及び排水側双方にメーターを設置している場合は、その差引水量を減量認定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が公益上その他特別の理由があると認めるときは、減量認定の対象とすることができる。

(減量認定申請)

第3条 減量認定を受けようとするものは、汚水排除量減量認定申請書（様式第

(汚水排除量の減量認定に関する取扱要領)

1号)に次に掲げる資料を添付して、管理者に申請しなければならない。

- (1) 使用水種別、使用者番号、前年度の使用水量実績表。
- (2) 給・排水系統図。
- (3) その他管理者が必要と認めた資料。

(減量認定の決定等)

第4条 管理者は、前項の申請に基づき、その内容が第2条の認定対象基準に該当するときは、減量認定の適否を決定し、その旨を申請者に汚水排除量認定(減量認定)決定通知書(様式第3号)により通知する。

(減量認定適用者の義務)

第5条 減量認定の適用を受けた使用者は、設置した減量認定に必要なメーター等を適正に管理し、管理者が必要な場合に行うメーター等の機能、性能及び構造の確認検査、検針に協力しなければならない。

- 2 使用者は、調定月ごとにその減量水量を、汚水排除量減量報告書(様式第2号)により、管理者に報告しなければならない。

(減量認定適用の取り消し等)

第6条 管理者は、減量認定適用の決定を受けた使用者が次の各号の一に該当するときは、既に行った減量認定による賦課及びその後の適用を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請又は報告により減量認定の適用を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要領、条例等に違反し減量認定の適用を受けたとき、又は管理者の指示に従わなかったとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領適用の際は、現に減量認定もしくは減量を受けている使用者が引き続き適用を受けようとする場合は、当分の間従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(汚水排除量の減量認定に関する取扱要領)

様式第 1 号（第 3 条関係）

汚水排除量減量認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

汚水排除量の減量認定に関する取扱要領の規程により、次のとおり汚水排除量の減量認定の適用を受けたいので、申請します。

使 用 者 番 号	—
設 置 場 所	長野市
使 用 水 の 区 分	水道水 井戸水 その他（ ）
理 由	
添 付 書 類	1 位 置 図 2 配管系統図（メーター設置場所を明記） 3 冷却塔図面 4 流量計算表 5 取付メーター写真 6 その他

(汚水排除量の減量認定に関する取扱要領)

様式第 2 号（第 5 条関係）

汚水排除量減量報告書

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名

年 月分の排除量の減免を受けたいので、次のとおり報告します。

設 置 場 所	長野市	
使 用 者 名	使用者番号 ー	
使 用 水 区 分	水道水 井戸水 その他（ ）	
	検針日は調定月の 1 日とする。報告書提出日はその月の 5 日とする。	
冷却塔の補給水	今回指針（A）	m ³
	前回指針（B）	m ³
	差引水量（A－B）	m ³

減量水量算定の根拠	長野市公共下水道条例第 20 条第 2 項、同施行規程第 15 条 長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例第 13 条 長野市戸別浄化槽の管理に関する条例第 13 条					
調 査	年 月 日					
認定汚水排除量	m ³					
上記のとおり認定してよろしいか	決 裁	係 長	課長補佐	主 幹	課 長	
主務者						

様式第 3 号（第 4 条関係）

減量認定決定通知書

年 月 日

様

長野市上下水道事業管理者

汚水排除量減量認定について

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、次の条件を付して減量認定します。

- 1 クーリングタワー補給水管入口側、排水側に量水器が設置されていること。
- 2 メーター有効期間（8 年）の満了又は故障時の時は、速やかに交換すること。
この場合の費用は一切申請者の負担とする。
- 3 装置の故障等で漏水した場合の水道料金等は、一切減免しない。
- 4 設備の変更、使用目的の変更があった場合は速やかに届け出ること。